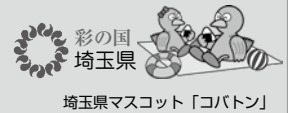




SAITAMA

精神保健福祉だより



埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県立精神保健福祉センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/g12/>
埼玉県立精神医療センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/q05/>
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 TEL 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550

C
O
N
T
E
N
T
S

- 1. 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援について 1
地域支援担当
- 2. 自立訓練施設「けやき荘」個室化工事完了のお知らせ 6
生活支援担当
- 3. つなごろうSAITAMAフォーラム
(埼玉県自殺対策緊急強化基金事業) について 7
企画広報担当
- 4. 第60回精神保健シンポジウムについて 7
企画広報担当
- 5. イベント情報 8
企画広報担当

No.77

平成24年 8月

※当たよりは、埼玉県立精神保健福祉センターのホームページから、全文ダウンロードできます。是非、ご利用ください。(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tayori/)

1. 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援について

地域支援担当

1. はじめに

厚生労働省では、病状は安定しているが、住まいの場の確保など地域の受け入れ条件が整わないこと等により精神科病院に入院している、いわゆる社会的入院患者の解消に向けた取組みについての今後の方向性を平成23年10月にまとめ、公表しました。

その中の一つとして、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に基づき改正した障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）に「地域移行支援・地域定着支援」が位置づけられることとなりました。（2ページ「図1」）

これにより、埼玉県がこれまで「精神障害者地域移行支援事業」【※1】として入院患者に行っていた個別支援は、市町村が実施主体となり提供する個別給付に変更となります。

そこで、平成24年4月1日から始まる新たなサービス「地域移行支援・地域定着支援」について紹介します。

2. 新たな制度「地域相談支援給付」

自立支援法において市町村が実施する自立支援給付の「介護給付」・「訓練等給付」・「自立支援医療」・「補装具」に地域生活への移行や地域で安心して暮らすための相談支援を行う制度として「地域相談支援給付」が新たに創設されました。

地域相談支援給付で提供するサービスは、①「地域移行支援」と②「地域定着支援」の2つに分けられます。（2ページ「図2」）

【※1】 県が特定の相談支援事業者等に事業委託。主な業務内容は、当該事業者等に配置する地域移行推進員が精神科病院職員と協働し、地域移行支援が必要な状態の入院患者に退院に向けて必要な支援を提供すること。

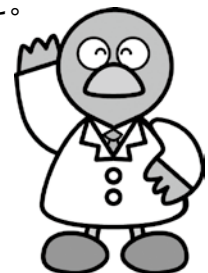


図 1

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

<主に精神障害者関連を抜粋>

① 趣旨	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担について、応能負担を原則に
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	<略>
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成23年10月1日)から施行	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 (その他) 精神科救急医療体制の整備等、成年後見制度利用支援事業の必須事業化

※厚生労働省の資料を一部変更しています。

図 2

精神障害者の地域移行支援・地域定着支援の内容

地域移行支援

- 実施主体 市町村 ※居住地特例(入院前居住地の市町村)
- 対象者 精神科病院に入院している者のうち、
 - ①直近の入院期間が1年以上の者
 - ②直近の入院期間が1年未満であっても次の者は対象となる。
 - ・措置入院者などで住居の確保等の支援を必要とする者
 - ・地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者
- 主な支援内容
 - ・退院に向けた相談、情報提供
 - ・障害福祉サービス事業所等への同行支援
 - ・住居を確保するための支援 等

退 院

地域定着支援

- 実施主体 市町村
- 対象者
 - ① 居宅において単身生活している者
 - ② 同居家族等が障害、疾病等のため緊急時の支援を受けられない者

精神科病院からの退院者の他、家族同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者も含む。

ただし、グループホーム・宿泊型自立訓練等の入居者は対象外
- 主な支援内容
 - ・常時の連絡体制
 - ・緊急訪問、緊急対応 等

① 地域移行支援

地域移行支援とは精神科病院や障害者支援施設に入院・入所している障害者のうち、住居の確保や新生活の準備等に関する相談等を必要としている者に対し、6か月以内（必要に応じて更新可）で支援を提供することです。

対象となる方は、相対的に支援の必要性が高いと見込まれる、直近入院（入所）期間が1年以上の者とされています。ただし、入院（入所）期間が1年未満であっても、退院しても住む場所がなく住居の確保などの支援が必要とされる者やこの支援を行わなければ入院（入所）の長期化が見込まれる方も対象に含まれています。

② 地域定着支援

地域定着支援とは地域生活に移行した者や居宅で一人暮らしをしている障害者のうち、常時の連絡体制の確保や緊急の相談・訪問等を必要とする者に対し、1年以内（必要に応じて更新可）で支援を提供することです。

対象となる者は、単身生活者、家族同居でも家族に障害等があって緊急時の支援を受けられない者、精神科病院等からの退院者等となっています。

これらの支援は精神障害者だけでなく知的障害者等も利用できますが、本稿では対象を精神障害者に限定して説明します。

3. 地域生活への支援の流れ

5ページ「図3」を左から右に順に見ていきます。

○精神科病院において、病院職員等が入院患者本人に地域移行支援のサービスを説明し、利用の意向を聴取します。本人に利用する意思がある場合は、市町村に地域相談支援給付の申請を行います。

○市町村では、職員等が精神科病院に出向くなどして、本人の心身状況の把握やサービスの利用意向の聴取等を行い、その結果をもとに支給決定を行います。

○支給決定がなされると、計画作成を行う指定特定相談支援事業者（以下「計画作成事業者」という。）【※2】が本人の依頼により作成するサービス等利用計画に基づき、地域移行支援を行う指定一般相談支援事業者（以下「地域移行・

定着事業者」という。）【※3】が、本人への退院に向けた個別支援を開始します。

個別支援の主な内容は、退院に向けての相談、外出時の同行、住居確保のための支援等があります。5ページ「図3」の中央に便宜上「前期」「中期」「終期」と分けて主な例を記載しています。○また、本人が退院後の生活を具体的にイメージしていけるよう、障害福祉サービス事業所やグループホーム等を活用し、地域での活動の場や外泊・宿泊等の体験機会を提供していきます。○退院後は日中活動を支援する障害福祉サービスのほか、医療機関が実施するデイケア、訪問看護、新たに加わった常時の連絡体制の確保等を行う「地域定着支援」などのサービスを提供し、本人が安定した在宅生活を営めるよう支援していきます。

以上が簡単な支援のイメージとなります。これらの支援を実施していくことにより、さまざまな地域課題が見えてきます。「図3」下部にある「自立支援協議会」は、障害者等への支援体制の整備に関し中核的な役割を果たす場として市町村が設置できることとなっています。その協議会の実施を通じて、関係者がそれらの地域課題を共有し、必要なサービス基盤の整備を進めていくことが求められます。

【※2】 障害福祉サービス又は地域相談支援給付を申請した障害者等を対象に、サービス等利用計画、継続サービス利用支援（モニタリング）の作成等の支援を提供する相談支援事業者。事業者の指定は所在地を管轄する市町村が行う。なお、事業者の所在地以外の市町村の障害者等への支援も実施できる。

【※3】 地域移行支援・地域定着支援を提供する相談支援事業者。事業者の指定は所在地を管轄する都道府県・指定都市・中核市が行う。なお、1か所の事業者が指定一般相談支援事業者と指定特定相談支援事業者それぞれの指定を一体的に受けることができる。

4. 申請から支援までの手続き

地域相談支援給付の支給申請から支援までの一連の手続きについては5ページ「図4」のとおりです。

<①給付申請>

給付申請の主体は障害者本人です。入院になる前に居住していた市町村が申請窓口となります。

<②市町村職員等による調査>

申請を受けた市町村は、本人へのサービス利用の意向確認、障害程度区分認定調査の項目に係る調査、心身の状況把握及び関係者への聞き取り等を行います。

この際、市町村は本人が今後必要とされるサービス内容等を把握するため、「サービス等利用計画案」の提出依頼を本人に行います。

本人は計画案を作るため、計画作成事業者と契約を結び、計画作成事業者が作成した計画案を市町村に提出します。ただし、本人自身で計画案を作成することも可能です。

<③支給決定>

介護給付の認定に必要な障害の区分認定は不要です。なお、決定をする際に市町村が必要と判断した場合には、審査会において専門家等の意見を聞くことがあります。

<④支援計画の作成>

支給が決定されると、本人には市町村から地域相談支援給付の決定内容が記載された受給者証が交付されます。併せて、計画作成事業者が中心となり、関係者会議を開くなどして作成したサービス利用計画について、本人の同意を得ます。

<⑤支援開始>

本人は受給者証をもって、地域移行・定着事業者と退院に向けた個別支援に係る契約を結びます。

地域移行・定着事業者は対象者個別の支援目標や具体的な支援方法等を盛り込んだ地域移行支援計画を作成し、その計画に基づいて本人への支援を開始します。

地域移行支援は、効果的な支援を図るために有効期間を6か月としています。ただし、有効期間満了時に、退院となっていない場合については、市町村が支援継続に必要性を認めれば、本人の申請により更新をすることができます。

<⑥支援終了>

地域生活への移行後に、地域定着支援を利用

する場合にも同様の申請手続きとなります。この支援は他の在宅サービスと併用となる場合があります。サービス等利用計画の見直しを行う際には、本人の心身の状況等からその支援の必要性について、本人や関係者等で話し合うことが重要です。そのため、障害福祉サービス事業所やグループホーム等、地域の関係機関とも協働していく必要があります。

5. 今後の県での取り組み

今後、市町村は、地域生活移行や地域定着に係る支援を必要とする精神障害者に地域相談支援給付を丁寧に提供していくことが期待されます。

より多くの方がこのサービスを活用していくためには、精神障害者本人、その家族及び精神科病院等の関係機関へ十分な周知が必要となります。また、相談支援事業者や市町村等に、地域移行支援等について具体的な支援手法の理解を深めてもらうことも必要です。

そこで、埼玉県では今年度から地域移行支援等に取り組む市町村を支援するため、以下の内容を実施していくこととなりました。

一つ目は、地域移行支援等の実績がある相談支援事業所等に「地域体制整備コーディネーター」を配置し、県内の相談支援事業者や市町村等に対し、支援に必要なノウハウや情報等を提供していくことです。

二つ目は、関係機関同士の協力体制を強化していくため、県保健所が管内を対象とした研修や会議等を開催することです。

これらの実施により、県内全域で円滑な取り組みが行われるよう、市町村等をサポートしていきます。

6. おわりに

精神障害者に関連する障害者施策は、近年大きく変化しています。

今回ご紹介した地域移行支援等の情報が入院している精神障害者に行き届き、必要な支援を提供できる体制を構築していけるよう、本県では今後も市町村、相談支援事業所、精神科病院等が連携を密に図っていくことを推進していくこととしています。

図 3

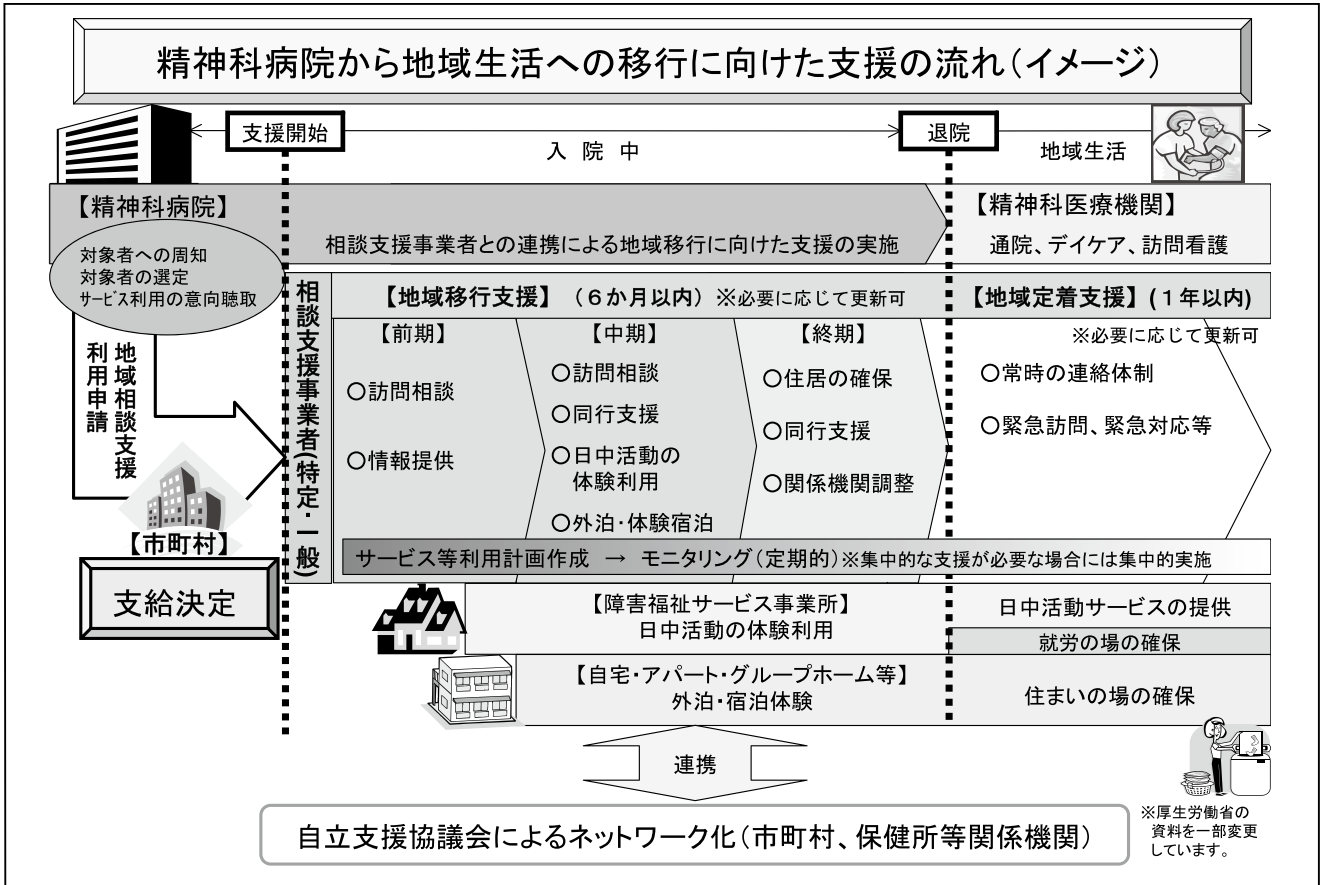
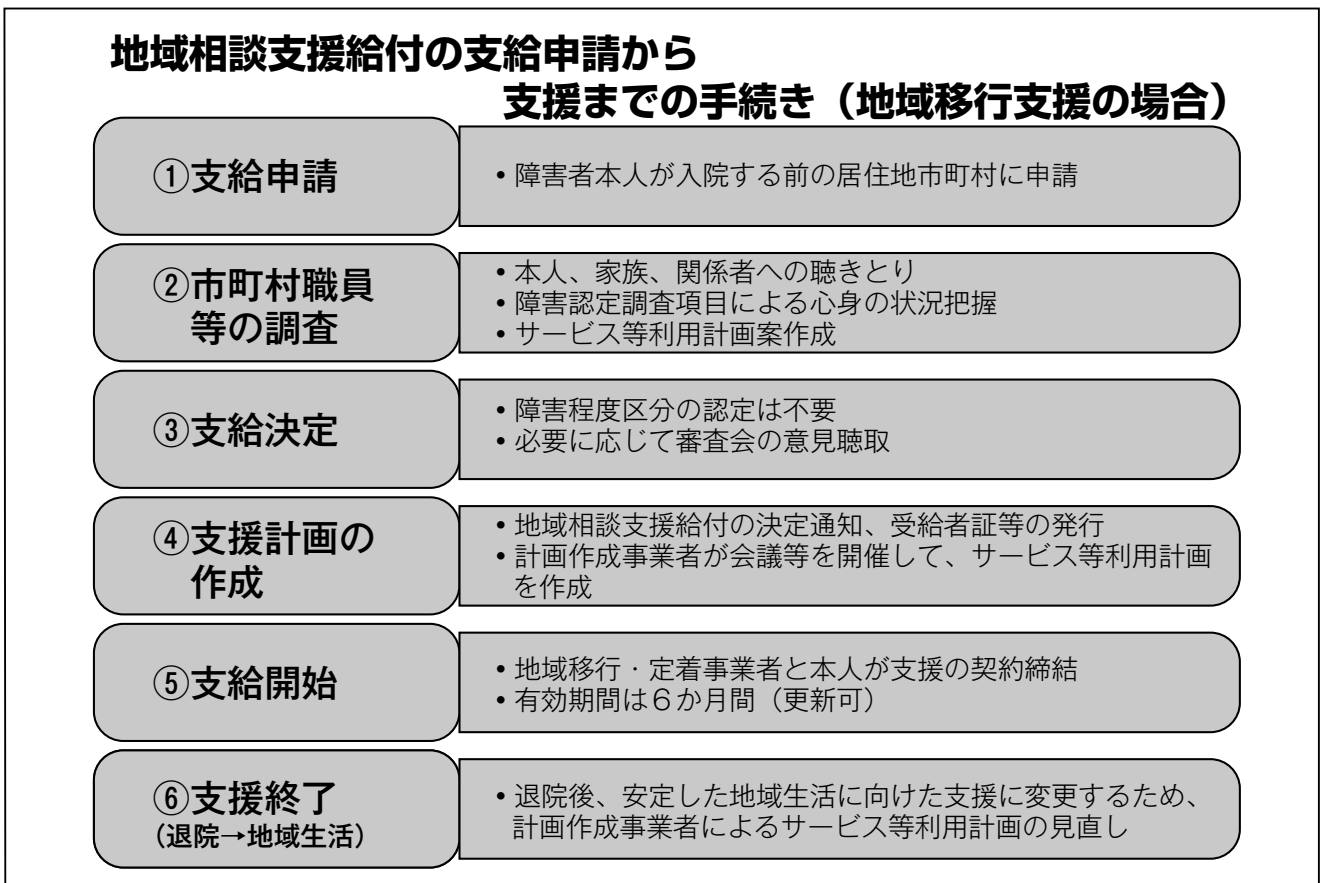


図 4



2. 自立訓練施設「けやき荘」個室化工事完了のお知らせ

生活支援担当

当センター自立訓練施設「けやき荘」は、平成24年3月に全室個室化の工事を終え、個室化により利用者が快適に過ごしながらか自立生活の訓練を行うことができるようになりました。個室は全室冷暖房完備、冷蔵庫付きの洋室14室、和室6室となります。そのうち8室は別棟となり、より地域の生活に近い訓練が行えます。



<本棟入り口>



<新棟>



<個室（洋室）>



<個室（和室）>



<本棟活動スペース>



<キッチン（共用）>

3. つながろうSAITAMAフォーラムについて (埼玉県自殺対策緊急強化基金事業)

「ひとりぼっちを防ぐために～こころ・つながろう～」

企画広報担当

埼玉県における自殺者数は年間1600人余りを数えており、日本全体では年間3万人を超える異常事態が13年連続しています。この状況を受けて、内閣府が平成22年度から自殺対策緊急強化基金事業を開始、各都道府県、市町村において自殺者数減少に向けて、様々な取り組みを行っています。

一般にうつ病の自殺のリスクは高いと考えられていますが、依存症、統合失調症等精神疾患も同様に自殺のリスクは高く、疾患を抱えることによる孤立が自殺のリスクを高めていくことは知られていません。自殺防止のためには精神疾患を抱える本人及びその家族、関係者で顔の見える関係を作り、孤立を防ぎ、互いにつながっている実感を持っていただくことが大切です。今回のフォーラムでは、きっかけ作りの場を提供すること、関係者が自殺を選択せざるを得ない理由や、その背景及び自殺を防ぐための手立てを学び、対策を練ること、更にそれらを当事者関係者間で共有することを目的として実施しました。前年の7月に参加全団体による実行委員会を組織し、当事者参加の事業となりました。

去る3月3日、熊谷市文化センターにおいて、つながろうSAITAMAフォーラムが3部構成で実施されました。午前の第1部は映画「人生、ここにあり！」の上映。第3部では「あの素晴らしい愛について」精神科医のきたやまおさむ氏の講演を行いました。

第2部が今回のメインテーマである「ひとりぼっちを防ぐために」～こころ・つながろう～をパネルディスカッション形式で実施しました。パネリストはさいたまマック、埼玉ダルク、(社)埼玉県断酒新生会、埼玉県精神障害者家族会連合会(のぞみ会)、埼玉県精神障害者団体連合会(ポプリ)の5団体から1名ずつ選出され、団体の紹介、自殺予防、こころのつながりについてどのように考えて活動しているのかを県内で初めて同じ壇上に立って語っていただきました。「ひとりぼっち」にならないという自殺対策の基本が赤裸々に語られた充実したパネルディスカッションになりました。

詳細は別途報告集にまとめました。希望がある方はご連絡をください。

4. 第60回精神保健シンポジウムについて

「災害時のこころのケア～どう備え、どう対応するか」

企画広報担当

去る1月14日、桶川市のさいたま文学館において(財)日本精神衛生会、(社)埼玉県精神保健福祉協会(会長・埼玉医科大学山内俊雄名誉学長、以下「協会」という)主催のシンポジウムが開催されました。テーマは「災害時のこころのケア～どう備え、どう対応するか～」です。

今回のシンポジウムは当初岩手県で開催される予定でしたが、東日本大震災により急遽開催されたものでした。協会では開催に先立ち同じテーマによる「こころの健康講座」を開催し、東日本大

震災の被災地に実際に出向いた多職種の方々からご意見を伺い、いくつかの問題点を抽出し、シンポジウムで深めていくという方式をとりました。

第1部では新潟市こころの健康センター所長の福島先生から「こころのケアシステムをどう作っていくかー現状と課題ー」と題し、中越地震のご経験をもとに特別講演をいただき、第2部では福祉避難所相談員、医師、保健師、臨床心理士4人による「東日本大震災での経験を活かして～こころのケアシステムはどうあるべきか～」のシンポ

ジウムを実施しました。

近い将来に首都圏で起こるといわれている震災に「埼玉県で大震災が起こったら私達はどんなふうに被災者のこころのケアができるのか？」その対策は喫緊の課題です。特別講演やシンポジウムで語られたのは、①被災からの時期によって被災者のニーズが変わってくる。②埼玉県でも様々な地域性を抱えていること。③医師のみならずいろいろな職種が役割を果たす必要があること。④それらの前提として、支援者自身も被災しているなかで、指揮命令系統を確立しておく必要があること。などの地域にあった対策を講じる必要があるということでした。

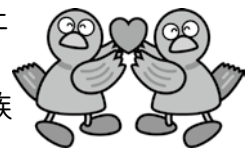
結論としては、精神科に限らず災害直後の急性期はライフラインや生命の維持が主となり支援も入りにくい状況から地域内の自助、数週間後までの亜急性期は周辺地域からの援助による地域間の互助、それ以降は混乱していた自治体による公助という流れになること、これらを円滑に行えるようにするには、平常からの医療・保健・福祉が充実し、高いレベルにある必要があり、かつこれらに関わる関係者が普段からそれぞれの役割を理解している関係が構築されていることが重要であり、来るべき災害に備えるべきであるという結論が導かれました。

5. イベント情報 ※問い合わせは企画広報担当（048-723-1111）をお願いします。

10月27日（土）に、「こころの健康講座」および「SAITAMA心の健康フェスティバル」を開催します。

近年、児童虐待や子育てをする親の孤立など子育てに関する問題が、核家族化等の社会的背景もあり、より深刻になっています。

ここでは、小児精神科医で「子育てハッピーアドバイス」の著者でもある明橋大二氏を招き、子育て世代の親が陥りやすい不安や悩みに対する問題点をわかりやすく解説していただきます。楽しく子育てをする秘訣、子育て世代の親の心と体の健康の保ち方のヒントを学びましょう。たくさんの方のご来場をお待ちしております。



講演テーマ：

子育てハッピーアドバイス～子育てがラクになるコツ教えます～

講師：明橋 大二氏
(真生会富山病院 心療内科部長)



①平成24年度第2回こころの健康講座

日時：平成24年10月27日（土） 10時～12時（開場9時30分）

場所：東松山市 松山市民活動センター

（東武東上線「東松山駅」東口から徒歩15分）

定員：300名（申込不要・先着順）、入場無料

②SAITAMA心の健康フェスティバルin 狭山

日時：平成24年10月27日（土） 13時30分～16時（開場13時）

場所：狭山市民会館

（西武新宿線「狭山市駅」西口から徒歩8分）

定員：800名（申込不要・先着順）、入場無料

